平成２２年（フ）第５４２号
岐阜市岩田西１丁目654番地１コウケツマサミ方
債務者　杉山こと　纐纈　孝義
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍬口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１８号
岐阜市曽我屋655番地
債務者　郷　　健二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５５号
神戸市中央区八雲通１丁目１番26号
債務者　初田亜由美（旧姓筒見）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９２号
神戸市東灘区住吉台40番14号
債務者　岡　　成一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤猪平次
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７００号
兵庫県姫路市林田町六九谷849番１、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古375番地
債務者　岡本　賢治
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成22年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３号
宮崎市佐土原町下田島9118番地プチメゾンＫ’ｓ・Ｗ棟１号、前住所宮崎市佐土原町上田島8514番地
債務者　黒木　和光
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　幸子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２０号
北海道旭川市４条通４丁目745番地の１　オリンピア四条喜三郎303号室
債務者　岩岡　　進
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
北海道旭川市春光１条８丁目11番３号
債務者　白石はつ子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月12日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏324番地
債務者　土屋　雅靖
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県南あわじ市八木養宜上1182番地16、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目26番６－４号
債務者　筒井　雅史
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
青森県八戸市下長３丁目14番５号　カドメゾンパークス201、前住所青森県八戸市大字河原木字小田上10番地37
債務者　井上　　武
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
熊本市花園７丁目61番４号
債務者　井　智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２号
岩手県北上市大堤北１丁目６番13号
債務者　小原　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　桂香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５７４号
仙台市若林区霞目２丁目28番３号
債務者　岩崎　則子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係